# 第16章 支援制度

## 1 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助制度

令和6年4月1日施行

### (1) 安全安心施設設置等事業補助金

来街者の安全安心を支える公共性の高い施設を設置又は維持管理する場合、その費用の一部を 補助します。

A:設置する場合 B:維持管理する場合

	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
A	<ul><li>(1) 商店街振興組合</li><li>(2) 事業協同組合</li><li>(3) 任意商店会</li><li>(4) まちづくり会社</li></ul>	(2) 駐車場(普通乗用 車 10 台以上収容可能	施設の建設又は設置に要した設計費、 工事管理費及び工事費	活性化基本計	(1) 街路灯 1 基 当たり の場 30 万円、の場 付替えの 20 万円 (2) 1,000 万円 (3) 500 万円 (4) 200 万円 (5) 100 万円 (6) 50 万円 (7) お額
В	<ul><li>(1) 商店街振興組合</li><li>(2) 事業協同組合</li><li>(3) 任意商店会</li><li>(4) まちづくり会社</li></ul>	(2) 放送設備 (3) 防犯カメラ	維持管理に要する 費用 (1) 電気料、修繕費 (2) 修繕費 (3) 修繕費	3分の1以内	(1) 実績補助 (2) 10万円 (3) 10万円

### (2) 事業協同組合共同施設設置事業補助金

事業協同組合等が共同事業を行うため施設を設置する場合、費用の一部を補助します。

	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1) (2)	事業協同組合 協同組合連合会	高度化事業計画に基づき設置する生産・加工・販売・購買・保管・運送・検査・その他組合員の事業に関する共同施設	施設の設置に要 した設計費、工事 管理費及び工事費	5分の1以内	2,000 万円

### (3) イベント事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などがイベント等を行う場合、費用の一部を補助します。

A:業界全般に有益な効果を及ぼす展示会・見本市等

B:地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要なイベント

C:売上向上を図るため、一般市民の参加を求めて行うイベント

D:地元の産品を活用し、一般市民の参加を求めて行う販売促進イベント

	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
A	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組 合	<ul><li>(1) 広く一般市民を対象 として行うもの</li><li>(2) 商工業の伸展に寄与 することを目的とする</li></ul>	場借上料を含む。) (2) 宣伝広告費 (3) 謝礼金(旅費を含む。)	2分の1以内 <ul><li>※補助対象経費が50万円未満の場合は補助対象</li></ul> <li>外</li>	100 万円
I	(1) 商店街振興組合(2) 任意商店会	地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要と市長が認めるイベント	象経費の3分の1 以内とする。)	2分の1以内	30 万円
()	(3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 河販組合			3分の1以内	30 万円
Ι	者(3者以上で構成			3分の1以内	30 万円

### (4) 人材育成事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などが研修事業を主催する場合や、他の団体等が主催する研修 事業等に参加する場合、費用の一部を補助します。

A:商店街等が研修事業を主催、他の団体等が主催する研修事業に参加する事業

B:中小・小規模企業者が研修事業を主催、他の団体等が主催する研修事業に参加する事業

C:商店街等が主催する先進地への視察研修事業

	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
A	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組 合 (8) 商店街振興組合 (9) 任意商店会 (10) まちづくり会社	(1) 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業 (2) 他の団体等の主催する研修事業に参加する事業	旅費 (2) 参加負担金	2分の1以内	(1) 20 万円 (2) 10 万円
В	中小・小規模企業者	(1) 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業 (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、県等の主催する研修事業に参加する事業		2分の1以内	10 万円
С	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組 合 (8) 商店街振興組合 (9) 任意商店会 (10) まちづくり会社	自ら選定した先進地へ の視察研修事業(国内に 限る。)	<ol> <li>(1) 交通費</li> <li>(2) 視察料</li> <li>(3) 資料代</li> <li>(4) 講師謝礼金 (旅費を含む。)</li> </ol>	2分の1以内	20 万円

# (5) まちなか出店応援補助金

中心市街地の遊休不動産や空き家を活用し、自ら事業を行うために出店する場合、費用の一部を補助します。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
創業、第二創業、移 転、多店舗展開等を予 定する個人又は法人、 団体等(組織の法的形 態は問わない。)	中心市街地の遊休不動産(店舗、ビル、倉庫、土地など、現在は企業活動に使用されていない。動産)や空き家を活用し、当らが事業を行うために出店する事業	整備に要する工事 費(内外装工事、	(ただし、チャ レンジ企業応援	(1) 商店街等に 出店する場合 250万円 (2) (1)以外に出店する場合 150万円

### (6) チャレンジ企業応援補助金

地域資源を生かした新商品の研究開発、大学等の研究機関の研究成果を生かした新製品開発、 斬新・独創的なアイデア等によるビジネスモデルの開発・試験運用など、新事業・新分野展開 を図るに当たり、調査研究や試験的な実施を行う場合、費用の一部を補助します。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
市長が認定した会津 若松市チャレンジ事業	(1) 機械装置に係る 経費	(ただし、まち	(1)及び(2) 100 万円
	(2) 試験依頼に係る 経費	助金との重複は不可)	(3) 50 万円
	(4) 調査・分析に係 る委託費		
	(5) その他市長が必 要と認めた経費		
	市長が認定した会津若松市チャレンジ事業	市長が認定した会津 若松市チャレンジ事業 (1) 機械装置に係る 経費 (2) 試験依頼に係る 経費 (3) 原材料費 (4) 調査・分析に係 る委託費 (5) その他市長が必	市長が認定した会津 若松市チャレンジ事業 (1) 機械装置に係る 経費 (2) 試験依頼に係る 経費 (3) 原材料費 (4) 調査・分析に係 る委託費 (5) その他市長が必

# (7) 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助実績(直近3年分)

(単位:千円)

補助金名		和3年度	令和4年度		令和5年度	
		金額	件数	金額	件数	金額
1 商店街施設設置事業補助金	3	2, 487	5	269	2	99
2 事業協同組合共同施設設置事業補助金	0	0	0	0	0	0
3 イベント事業補助金	2	930	4	766	6	929
4 人材育成事業補助金	3	184	4	513	3	535
5 商店街空き店舗対策事業補助金	20	11,570	28	11,703	29	12, 883
(1) 商店街が空き店舗対策を行うため自ら選定 した事業者を誘致する場合の空き店舗等の 賃借料への補助	20	11,570	28	11,703	29	12, 957
(2) 商店街が空き店舗をコミュニティスペース として整備する場合の改装費への補助	0	0	0	0	0	0
6 商店街施設維持管理事業補助金	15	1, 128	22	1,862	19	1, 197
7 社会課題・地域課題解決事業補助金	0	0	0	0	0	0
8 チャレンジ企業応援補助金	2	1, 128	1	66	1	1,000
9 組織化奨励金	0	0	0	0	0	0
合 計	45	17, 427	64	15, 179	60	16, 643

### 2 会津漆器産業に対する支援制度

長い歴史と伝統に育まれ、本市を代表する地場産業である会津漆器産業の技術後継者の育成と販路 拡大を図ることを目的に、様々な支援を行っています。

### (1) 会津漆器技術後継者訓練校運営補助金

会津漆器技術後継者訓練校の運営費の一部を補助します。

〈会津漆器技術後継者訓練校の内容〉

実施団体	会津漆器協同組合
カリキュラム	塗りと蒔絵の2コース。2年間で約2,800 時間を受講
授業日	月~木(週4日)

### (2) 会津漆器技術後継者訓練奨励金制度

自社の従業員を、会津漆器技術後継者訓練校へ通わせている事業主に対して、訓練期間において奨励金を 交付します。

・金 額: 訓練生1人につき基本月額72,000円

・補助対象者 : 訓練生を雇用する事業主

### (3) 会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業補助金

会津漆器協同組合が、会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着のために行う事業に対し、その費用の一部を補助します。

	事業内容	補助率
育成支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等で就業先のない者の うち、塗り、蒔絵、木地の職人を目指す者を対象として、一定期間、実 際の製造過程で通用する技術や技能の修得を図るため、熟練した職人に よる技術指導を行う。	2分の1
自立支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等が、自立のために行う、新商 品の研究開発事業、販路開拓事業。	3分の2
産地定着支援 事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者のうち、下記のいずれの要件も満たす者に対して、作業場確保にかかる家賃負担の軽減を図ることで、産地定着を支援する事業。 ① 会津漆器技術後継者訓練校を修了後3年以内、かつ漆器製造にかかる職人としての自立を目指す者 ② 会津若松市内で作業場の用に供する物件に対して家賃負担を要する者	補助対象物件の 月額家賃の3分 の2以内の額ま たは月額10,000 円のいずれか少 ない額

### (4) 会津漆器産業従事者支援補助金(令和6年度から)

会津漆器産業従事者及び会津漆器協同組合が行う商品開発、需要開拓、情報発信など会津漆器の 振興に資すると認められる取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

対象者	会津漆器産業従事者 (1者のみ)	会津漆器産業従事者の グループ (2者以上)	会津漆器協同組合
要件	会津漆器協同組合員である こと	構成員に会津漆器協同組合員 を含むこと	
補助率上限額	補助対象経費の3分の1以 内の額 上限額:10万円	補助対象経費の3分の1以内 の額 上限額:25万円	補助対象経費の2分の1以内 の額 上限額:50万円

# (5) 会津漆器使用拡大支援補助金

市内外の旅館、ホテル、飲食店等が業務用として会津漆器を購入する場合、その経費の一部を補助します。

補助率	補助限度額	対象団体
購入費の3分の1以内	50 万円	市内外の旅館、ホテル、飲食店等のほか、店舗 や事業所等、不特定多数の方々が利用する施設

### 3 会津若松市循環型地域経済活性化奨励金支給制度

本市の住宅関連産業や中小商業を中心とした地域商業の活性化及び地産地消の推進を図るため、市に登録した特定の地元建築業者(以下「特定会社」という。)により、会津若松市産材及びその他福島県産材を使用した木造住宅を新築又は購入し、かつ、市内の登録加盟店で日常的な物品の購買を行った個人に対して奨励金を支給します。

(※ 当該制度は、令和7年2月28日で新規受付を終了します。)

### (1) 支給対象者

- ア 市内居住のために、特定会社により住宅を新築した個人
- イ 市内居住のために、特定会社が販売した建売住宅を最初に購入した個人 ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
  - ・賃貸又は売却を目的として住宅を建築又は購入した個人
  - ・市税の滞納のあるもの

#### (2) 支給の条件

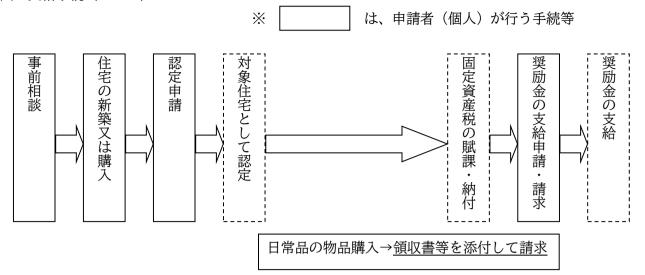
使用木材のうち、会津若松市産材その他福島県産材を概ね30%以上使用し、かつ、1つ以上の世帯が独立して生活を営むことができるように建築された居住面積が50㎡以上の住宅であって、次に掲げる設備を全て有している住宅

- ア 居住のための居室
- イ 居住のための専用の台所
- ウ 居住のための専用の浴室
- エ 居住のための専用の便所
- オ 居住のための専用の玄関

#### (3) 支給額

建物分に賦課された固定資産税に相当する金額を、口座振込により3か年支給します。 ただし、支給総額は、1件につき、3か年で500,000円を限度とします。

### (4) 支給手続 (フロー)



### (5) 特定会社(地元建築業者)

市に登録した特定会社は、50社(令和6年4月1日現在)です。

### (登録条件)

1年以上市内に住所を有し、建築工事業の許可を有する個人又は本社登録をする法人で、 市税の滞納がないこと。

#### (6) 登録加盟店(日常的な物品の購入)

物品の購入先は、市に登録した登録加盟店30店(令和6年4月1日現在)に限られます。

### (登録条件)

1年以上市内に住所を有する個人又は本社登録をする法人で、市税の滞納がないこと。

#### (対象外の業種、品目)

- 飲食業、洗濯・理美容業、旅館、医療業等のサービス業
- 地方公共団体等への支払い、出資・有価証券購入、商品券・プリペード・官製 はがき・切手購入、通信販売業種、風俗関係業種

### 4 新規創業者支援について

本市では創業支援等事業計画の認定を受け、関係機関と連携を図りながら、地域経済を支える新規創業者の育成とその機運活性化のため、支援を行なっています。

#### ●支援内容

市内金融機関や、NPO法人と連携し、創業を希望する方の相談体制を構築するとともに、各団体で実施されている創業に向けたセミナーや相談会等への誘導などを行なっています。

#### 支援体制イメージ

